

# 大津市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

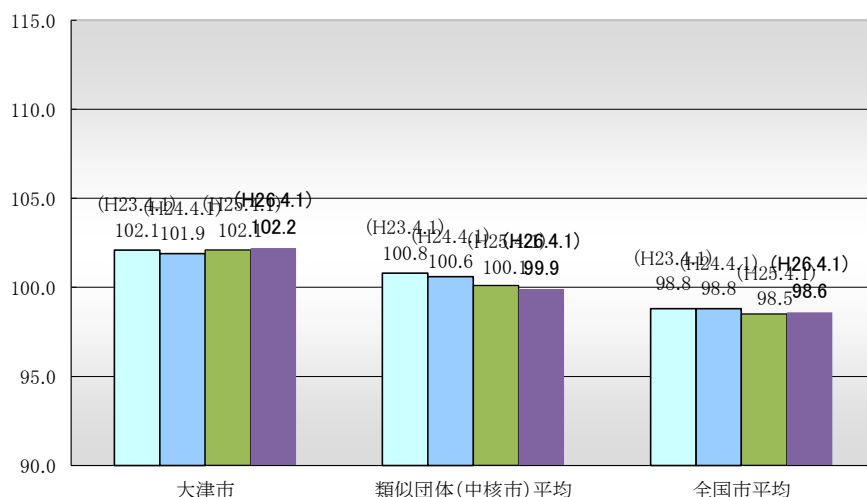
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
H25年度	342,603人	113,005,611千円	2,135,374千円	19,279,068千円	17.1%	19.1%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	1,987人	7,096,445千円	2,563,858千円	2,965,836千円	12,626,139千円	6,354千円	6,199千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層や職員構成の変動によることが考えられるが、定員管理や昇給・昇任の適正化を実施し、改善に努める。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ① 給料表の見直し

[ **実施**      未実施      ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障))を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準10%に対し、大津市においても10%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度 の支給割合
国基準による支給割合	10%	10%	10%
大津市の支給割合	10%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日 実施)

(5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	42.0歳	330,843 円	456,771 円	402,082 円
滋賀県	43.3歳	338,979 円	448,995 円	385,386 円
国	43.5歳	335,000 円	-	408,472 円
中核市平均	41.9歳	324,583 円	412,561 円	369,919 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
大津市	52.1歳	86人	348,138円	410,626円	396,058円	-	-	-	-
うち清掃職員	51.6歳	13人	366,262円	435,644円	420,215円	廃棄物処理業従事員	44.7歳	288,100円	1.51
うち学校給食員	53.5歳	4人	314,425円	363,630円	358,930円	調理士	42.9歳	271,300円	1.34
うち用務員	52.4歳	55人	343,745円	400,457円	389,517円	用務員	54.3歳	199,300円	2.01
うち自動車運転手	52.3歳	3人	376,067円	475,264円	444,840円	自家用自動車運転者	49.1歳	278,000円	1.71
滋賀県	53.5歳	194人	328,216円	375,014円	358,268円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-
中核市平均	47.8歳	290人	330,820円	392,126円	362,360円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大津市	-	-	-
うち清掃職員	6,991,859円	3,939,100円	1.77
うち学校給食員	5,803,671円	3,722,800円	1.56
うち用務員	6,438,794円	2,747,000円	2.34
うち自動車運転手	7,565,055円	3,963,300円	1.91

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	45.4歳	489,182 円	1,100,076 円	674,474 円
滋賀県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
中核市平均	43.4歳	468,427 円	1,052,944 円	632,021 円

#### ④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	37.4歳	302,543 円	402,111 円	348,295 円
滋賀県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
中核市平均	38.5歳	299,502 円	373,169 円	328,569 円

⑤福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	39.3歳	301,896 円	373,673 円	346,470 円
滋賀県	—	—	—	—
国	41.8歳	331,688 円	—	377,975 円
中核市平均	39.7歳	295,610 円	345,365 円	323,279 円

⑥消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	39.3歳	301,933 円	431,370 円	370,527 円
滋賀県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
中核市平均	39.0歳	306,543 円	403,680 円	351,053 円

⑦小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大津市	39.4歳	327,427 円	392,505 円
滋賀県	42.4歳	364,826 円	420,389 円
中核市平均	40.0歳	320,141 円	368,773 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		大津市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	総合職 185,800 円 一般職 172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	146,700 円	137,200 円
	中学卒	135,600 円	125,400 円	129,200 円
医師・歯科医師職	大学卒	308,800 円	—	237,700 円
看護・保健職	大学卒	185,800 円	—	201,100 円
	短大卒	178,800 円	—	188,900 円
福祉職	短大卒	172,200 円	—	—
消防職	大学卒	177,300 円	—	—
	高校卒	157,200 円	—	—
教育職 (幼稚園)	大学卒	181,700 円	—	—
	短大卒	164,400 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

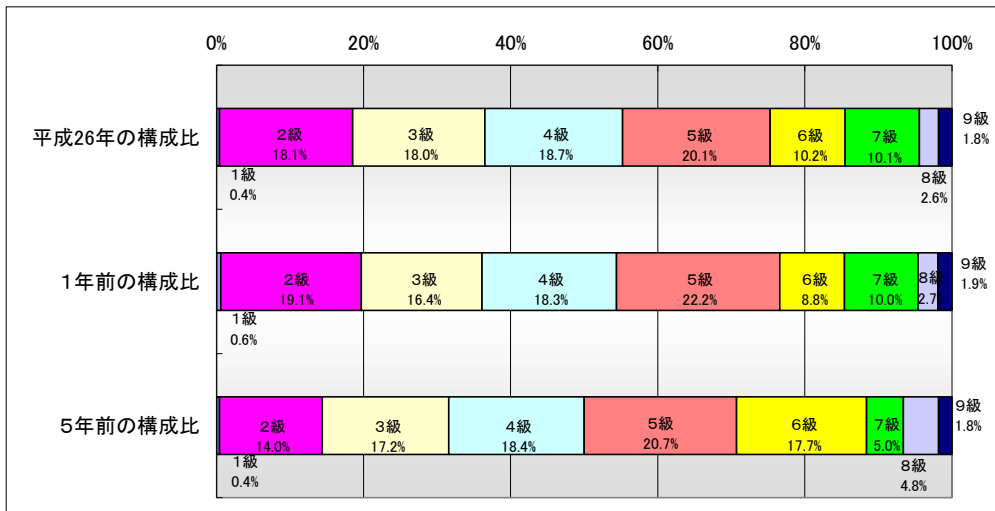
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,296 円	373,356 円	394,007 円	416,701 円
	高校卒	237,500 円	329,825 円	376,622 円	393,616 円
技能労務職	高校卒	—	—	358,340 円	369,775 円
医師・歯科医師職	大学卒	432,100 円	500,500 円	522,640 円	553,100 円
看護・保健職	大学卒	273,775 円	345,338 円	386,800 円	—
	短大卒	264,607 円	355,455 円	384,592 円	405,806 円
福祉職	短大卒	237,425 円	338,500 円	371,120 円	388,328 円
消防職	大学卒	279,734 円	344,500 円	372,908 円	404,685 円
	高校卒	229,300 円	331,700 円	345,034 円	397,910 円
教育職 (幼稚園)	大学卒	—	378,040 円	402,480 円	—
	短大卒	—	366,080 円	396,136 円	408,907 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長の職務	18人	1.8%	464,600円	537,700円
8級	次長の職務	27人	2.6%	413,000円	478,200円
7級	課長の職務	103人	10.1%	366,200円	456,200円
6級	課長補佐の職務	104人	10.2%	320,600円	422,600円
5級	主幹の職務	206人	20.1%	289,200円	400,600円
4級	係長の職務	191人	18.7%	261,900円	388,300円
3級	主任の職務	185人	18.0%	222,900円	354,700円
2級	主事、技師	186人	18.1%	140,100円	298,500円
1級	主事、技師	4人	0.4%	135,600円	239,000円

- (注) 1 大津市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・業績に基づく人事評価制度については、平成18年度から試行を開始し、平成22年度以降は、本格導入している。人事評価制度による勤務成績の結果の昇給への反映時期については、平成28年1月1日より反映を予定している。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大 津 市		滋 賀 県		国	
1人当たり平均支給額(平成25年度普通会計) 1,492 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度普通会計) 1,793 千円		—	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 無し		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成26年12月期に管理職から導入を開始する予定である。

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

大 津 市				国		
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,817 千円	25,726 千円	23,797 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度普通会計決算)			734,325 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度普通会計決算)			369,565 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	2,006 人	10.0 %
医 師	15.0 %	3 人	15.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			102.2 %
(ラスパイレース指数)			102.2 %

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度普通会計決算)		36,607千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度普通会計決算)		97,359円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度普通会計)		18.9%		
手当の種類(手当数) 一般職員		22		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納処分手当	納税課、保険年金課等に勤務する職員	市税、保険料その他徴収金の滞納処分による財産の差押業務	407千円	件数400円
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	感染症の病原体等に汚染された場所等の防疫作業	3千円	日額340円
医師研究等手当	医師、歯科医師	医療技術の研究	6,300千円	月額175,000円
感染症患者救護等作業手当	結核・伝染病棟に勤務する職員	感染症もしくは結核の患者の看護もしくは救護または感染症等の病原体に汚染された物件の処理作業	220千円	日額340円
夜間看護等手当	市民病院の病棟、ケアセンターにおいて勤務する職員	(1)正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜(22時から翌朝5時)において行われる看護等の業務 (2)正規の勤務時間が年末年始の日(12月29日から翌年1月3日まで)において行われる看護等の業務	千円	(1)回数3,300円(4時間以上) 回数2,900円(2時間以上4時間未満) 回数2,000円(2時間未満) (2)回数5,000円(7時間以上) 回数2,500円(4時間以上7時間未満)
死体解剖補助作業等手当	市民病院の病棟、ケアセンターにおいて勤務する職員	(1)死体解剖の補助作業 (2)死体の処置作業	千円	(1)件数1,200円 (2)件数600円
放射線取扱手当	当該業務に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業および放射線管理区域内において放射線等を人体に照射するための補助作業	16千円	日額350円
病理検査手当	当該業務に従事した職員	病理細菌の検出及び検査並びに検査器具等の処理作業	千円	日額250円
行旅病人等取扱手当	当該業務に従事した職員	(1)行旅病人の保護收容等 (2)行旅死亡人の処置	14千円	(1)件数1,800円 (2)件数2,400円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員	社会福祉法第15条第4項(家庭訪問、面接、実地調査、指導等)に規定する業務	2,988千円	日額250円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	196千円	日額260円
清掃作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)一般廃棄物処理施設の処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)廃棄物の収集、運搬、処分等特に困難な清掃作業 (3)最終処分場の施設内における浸出水処理に係る作業	544千円	(1)日額300円 (2)日額500円(5時間以上) 日額300円(5時間未満) (3)日額1,000円(5時間以上) 日額600円(5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 (2)公害に関する化学検査、研究等に伴う特に困難または危険な作業 (3)道路法第46条第1項の規定に基づき、通行禁止に必要な通行車両の誘導等の作業	14千円	(1)日額220円 (2)日額220円 (3)日額300円(深夜450円)
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場において行う巡回監視 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所または発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業または応急作業のための災害状況の調査 (3)異常な自然現象もしくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において行う避難救助	964千円	(1)日額480円(日没720円) (2)日額730円(日没1,095円) (3)日額730円(日没1,095円)
消防業務手当	消防職員	(1)救急現場での救急業務 ア 救急救命士が、救急現場に出勤し、救急救命処置を行った場合 イ 救急現場に出勤し、救急業務を行った場合 (2)火災現場等での消火作業または救助活動 ア 消防用車両または消防艇を運転して火災現場等へ出勤し、機関員の業務を行った場合 イ 火災現場等へ出勤し、消火作業または救助活動を行った場合 (3)潜水器具を着用の上潜水して行う水難救助活動もしくは捜索活動またはそれらの訓練 (4)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消火作業もしくは救助活動またはそれらの訓練	11,033千円	(1)ア 件数500円(深夜750円) イ 件数200円(深夜300円) (2)ア 件数300円(深夜450円) イ 件数200円(深夜300円) (3)件数300円 (4)件数220円
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	53千円	日額300円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	293千円	日額200円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜(22時から翌朝5時)において行われる業務	12,043千円	回数400円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命ぜられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され指定された業務に従事した場合	4千円	回数300円(深夜500円)
精神保健等業務手当	当該業務に従事した職員	(1)精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等の業務 (2)結核患者の家庭訪問指導の業務	135千円	(1)日額340円 (2)日額230円
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の收容に係る捕獲作業	3千円	日額300円
有害鳥獣駆除作業等当	当該業務に従事した職員	(1)有害鳥獣の殺処分作業 (2)殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業 (3)有害鳥獣の放獣作業	481千円	1件あたり (1)大型獣2,000円、獣医師による薬殺処分500円、その他1,000円 (2)大型獣500円、その他300円 (3)300円、特に危険な作業1,000円

手当の種類(手当数) 技能労務職員		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	(1)感染症防疫作業に従事した場合	23 千円	日額 340円
清掃作業等手当	右記に勤務する職員	(1)ごみ減量推進課または環境美化センターに勤務し、廃棄物の収集、運搬、処分等で特に困難な清掃作業に従事した場合 (2)水再生センターに勤務し、特に困難な下水の終末処理作業に従事した場合	873 千円	(1)日額 500円(5時間以上) 日額 300円(3時間以上5時間未満) (2)日額 500円(5時間以上) 日額 300円(3時間以上5時間未満)
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	千円	日額300円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命じられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され、あらかじめ指定された業務に従事した場合	千円	回数300円(深夜500円)
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の収容に係る捕獲作業	千円	日額300円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	千円	日額260円
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき道路の通行を禁止した区間において、通行車両の有無の確認及び誘導、放置車両の引出し並びに通行車両に対する迂回路の指示等に従事した職員	千円	日額300円(深夜450円)
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	千円	日額730円(日没1,095)

(注) 各手当は一般職員と名称が重複するものである。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度普通会計決算)	755,187 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度普通会計決算)	537,117 円
支給実績(平成24年度普通会計決算)	747,630 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度普通会計決算)	376,640 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育教員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度普通会計決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族の内1人目 11,000円 ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		215,970千円	244,587円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	異なる	・借家(最高限度額) 27,000円 ・持ち家 制度なし	116,818千円	343,582円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】4,400円から31,100円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	異なる	・交通用具利用者 すべての交通用具利用者に対して、2,000円から24,500円まで距離に応じ19段階に手当額を設定	232,497千円	139,890円
管理職手当	下記の基準により定額を支給(行政職給料表適用者の場合) ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	異なる	管理職員に特別調整額を支給	354,350千円	783,960円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円 医師の宿日直 20,000円	異なる	一般の宿日直 4,200円	924千円	44,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		29,792千円	116,831円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務する場合(時間単価×135/100)	同じ		81,231千円	40,881円
管理職特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要による週休日等の勤務1回につき、下記の区分により支給(行政職給料表適用者の場合) ・部長相当職 10,000円 ・課長相当職 7,000円 ・次長相当職 8,500円 ・課長補佐相当職 6,000円	異なる	管理職員の特別調整額の区分に応じて支給	1,814千円	9,116円



5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	722,400 (1,032,000)円	(参考)類似団体(中核市)における最高/最低額	
	副市長	708,900 (834,000)円	1,206,000 円/	565,000 円
報酬	議長	657,000円	827,000 円/	625,000 円
	副議長	611,000円	748,000 円/	555,000 円
	議員	563,000円	700,000 円/	510,000 円
期末手当	市長	(平成25年度支給割合)		
	副市長	2.95月分		
退職手当	議長	(平成25年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	1,032,000×在職月数×43/100	10,650,240 (21,300,480) 円	任期毎
		834,000×在職月数×38/100	11,409,120 (15,212,160) 円	〃

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

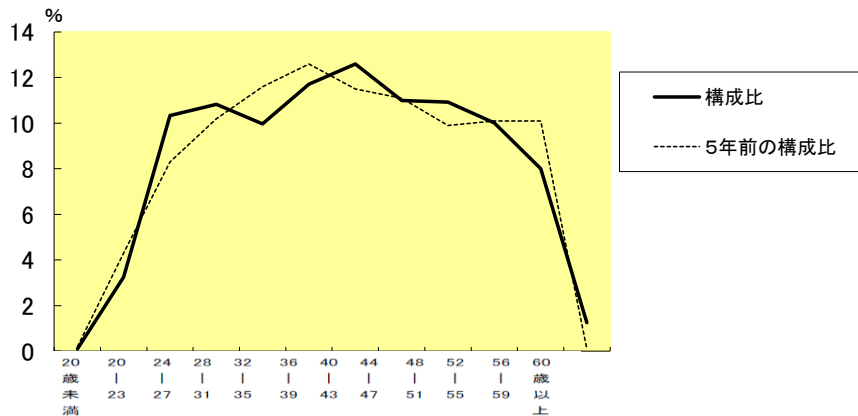
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	14	15	1	業務増等
		総務	307	317	10	
		税務	94	93	-1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	30	30	0	
		商工	22	23	1	
		土木	218	220	2	
		民生	417	427	10	
	衛生	249	251	2		
		計	1,353	1,378	25	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.22 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 43.49 人)
	教育部門	331	321	-10		
	消防部門	316	321	5		
	小計	2,000	2,020	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.96 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 61.47 人)	
公営企業等部門	病院	621	642	21	事務の統廃合等	
	水道	120	111	-9		
	下水道	59	68	9		
	その他	207	206	-1		
	小計	1,007	1,027	20		
合計		3,007 [ 3,096 ]	3,047 [ 3,096 ]	40 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.94 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	99人	315人	330人	304人	357人	384人	335人	333人	305人	244人	38人	3,047人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,348	1,368	1,353	1,344	1,353	1,378	30 (+2.2%)
教育		390	354	348	346	331	321	-69 (-21.5%)
消防		291	300	305	310	316	321	30 (+9.3%)
普通会計計		2,029	2,022	2,006	2,000	2,000	2,020	-9 (-0.4%)
公営企業等会計計		1,034	1,015	1,000	1,008	1,007	1,027	-7 (-0.7%)
総合計		3,063	3,037	3,006	3,008	3,007	3,047	-16 (-0.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
H25年度	5,672,084千円	331,709千円	994,430千円	17.5%	19.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費199,897千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	120人	483,908千円	204,257千円	207,661千円	895,826千円	7,465千円	6,122

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 津 市	45.6歳	402,121 円	504,571 円
市町村平均	45.0歳	342,822 円	509,358 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(水道事業)				大津市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(平成25年度)				1人当たり平均支給額(平成25年度)			
1,731 千円				1,492 千円			
(平成24年度支給割合)				(平成24年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	—	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	—
(1.45) 月分	(0.65) 月分	—	—	(1.45) 月分	(0.65) 月分	—	—
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

大津市(水道事業)				大津市(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分	勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分
勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分	勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分
勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分	勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分
最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分	最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,683 千円	7,683 千円	8,944 千円	1人当たり平均支給額	3,817 千円	25,726 千円	23,797 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		50,716 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		422,633 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	111 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)	1,078千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	14,767円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	60.8%			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	0千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	0千円	日額 350円 (深夜) 525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	49千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	0千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	221千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜) 450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	1千円	日額 350円 (深夜) 525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	47千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	0千円	日額 300円 (深夜) 500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	11千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	749千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	68,198 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	812 千円
支給実績(平成24年度決算)	60,576 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	505 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族の内1人目 11,000円 ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		22,908千円	272,714円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		8,513千円	405,381円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給  ・交通用具利用者 【自動車】4,400円から31,100円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定  【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		15,980千円	147,963円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		29,837千円	785,184円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		6,154千円	323,895円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要による週休日等の勤務1回につき、下記の区分 により支給(行政職給料表適用者の場合) ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 8,000円 ・課長相当職 7,000円 ・課長補佐相当職 6,000円	同じ		75千円	10,714円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
H25年度	8,699,684千円	1,618,241千円	392,260千円	4.5%	3.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費169,639千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	59人	231,170千円	87,187千円	100,019千円	418,376千円	7,091千円	6,092

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 津 市	44.8歳	400,970 円	498,268 円
市町村平均	44.0歳	340,516 円	507,458 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(下水道事業)				大津市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(平成25年度)				1人当たり平均支給額(平成25年度)			
1,695 千円				1,492 千円			
(平成25年度支給割合)				(平成25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	1.35 月分	2.60 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

大津市(下水道事業)				大津市(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分	勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分
勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分	勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分
勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分	勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分
最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分	最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	584 千円	584 千円	584 千円	1人当たり平均支給額	3,817 千円	25,726 千円	23,797 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		24,313 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		412,085 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	68 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)	37千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	1,542円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	40.7%			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	0千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	0千円	日額 350円 (深夜) 525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	0千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	0千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	0千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜) 450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	0千円	日額 350円 (深夜) 525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	37千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	0千円	日額 300円 (深夜) 500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	0千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	0千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	24,023 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	649 千円
支給実績(平成24年度決算)	20,478 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	379 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族の内1人目 11,000円 ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		11,121千円	337,000円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		2,438千円	304,750円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給  ・交通用具利用者 【自動車】4,400円から31,100円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定  【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		7,727千円	175,614円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		17,095千円	899,737円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要による週休日等の勤務1回につき、下記の区分 により支給(行政職給料表適用者の場合) ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 8,000円 ・課長相当職 7,000円 ・課長補佐相当職 6,000円	同じ		45千円	7,500円



(3) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
H25年度	16,529,608千円	1,094,452千円	994,180千円	6.0%	7.3%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H25年度	105人	420,310千円	165,974千円	181,065千円	767,349千円	7,308千円	6,299

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 津 市	45.4歳	397,437 円	490,199 円
市町村平均	43.4歳	345,700 円	524,918 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(ガス事業)				大津市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(平成25年度)				1人当たり平均支給額(平成25年度)			
1,724 千円				1,492 千円			
(平成25年度支給割合)				(平成25年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	1.35 月分	2.60 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

大津市(ガス事業)				大津市(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分	勤続20年	22.4425 月分	30.0825 月分	28.05313 月分
勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分	勤続25年	31.9925 月分	37.96125 月分	37.96125 月分
勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分	勤続35年	45.3625 月分	54.435 月分	54.435 月分
最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分	最高限度額	54.435 月分	54.435 月分	54.435 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
6,837 千円		6,837 千円		7,010 千円		7,010 千円	
6,837 千円		6,837 千円		3,817 千円		25,726 千円	
6,837 千円		7,010 千円		3,817 千円		23,797 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		43,951 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		418,581 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大津市内	10.0 %	104 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)	1,065千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	14,013円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	72.4%			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	0千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	207千円	日額 350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	0千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	0千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	90千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜)450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	0千円	日額 350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	79千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	0千円	日額 300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	0千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	689千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	47,330 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	740 千円
支給実績(平成24年度決算)	45,281 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	415 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族の内1人目 11,000円 ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		18,864千円	244,987円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		5,507千円	367,133円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給  ・交通用具利用者 【自動車】4,400円から31,100円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定  【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		12,804千円	137,677円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		30,233千円	755,825円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		5,440千円	217,600円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要による滞休日等の勤務1回につき、下記の区分 により支給(行政職給料表適用者の場合) ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 8,000円 ・課長相当職 7,000円 ・課長補佐相当職 6,000円	同じ		140千円	10,000円